

## まちづくり協議会の実施内容

### 1. 事業計画と予算の検討・決定

- ・協議会で事業計画と予算（交付金の使い途）を検討し、実施する事業とその事業にかかる予算を決定します。
- ・地域の現状や課題を把握するために、聞き取り・アンケート等の実施も考えられます。また、意見集約と事業実施の優先順位を決定します。

#### < 検討内容について >

- ・協議会でまちづくりのテーマを決定
- ・協議会で事業計画と予算の検討
- ・事業実施における事業部会（実行委員会等）の検討
- ・各種団体や行政区の課題の把握
- ・各種団体や行政区から事業の募集など

### 2. 事業の実施

- ・なるべく多くの地域住民の参加を得て事業を実施します。事業ごとに活動内容が分かる写真をデジカメで撮影します。写真データは、事業ごとにCDにコピーし実績報告書と併せて提出します。

### 3. 情報共有の推進

- ・協議会は、地域住民との情報共有に努めます。なるべく多くの地域住民が事業に参加するためには、情報の共有が不可欠です。地域広報誌を発行するなど、地域住民に情報を周知します。

### 4. 実績報告書・事業評価調書の作成・提出

- ・協議会は、事業完了後に実績報告書・事業評価調書を作成し、町に提出します。町は、評価・検証部会を設置し、評価と検証を行う予定です。

### 5. 交付金の精算

- ・町は、実績報告書により交付金の交付額を確定し、交付金を精算します。事業決算額が交付金額（300万円）を下回った場合は、返還となります。